

四国電力株式会社に対する  
電気事業法第106条第3項に基づく報告の徴収について

平成21年6月16日

中国四国産業保安監督部四国支部は、平成21年6月15日、四国電力株式会社から同社池田支店、中村支店及び八幡浜営業所において、電気事業法第57条の規定に基づく需要家の定期調査に関して、一部不履行があった旨報告を受けました。このため、本日、電気事業法第106条第3項に基づき、同社に対し、事実関係の確認、原因究明及び再発防止対策等について報告するよう指示しました。

(参考)

電気事業法第57条では、電気供給者に対して、一般家庭や商店など小規模な需要家の電気設備の技術基準適合状況を4年に1回以上調査することを義務付けています。

(お問い合わせ先)

中国四国産業保安監督部四国支部電力安全課

担当者：見村課長、本田補佐

電話：087-811-8584(直通)